

2023年3月8日

文部科学大臣 永岡 桂子 様

全日本教職員組合（全教）
中央執行委員長 宮下 直樹

全教2023年春闘要求書

貴職におかれましては、すべての子どもの成長・発達を保障するゆきとどいた教育の条件整備に向けてご尽力されていることに、敬意を表します。

記録的な物価高騰と労働者の実質賃金の低下は、子どもたちの成長や学びにも深刻な影響を及ぼしています。各地の自治体が給食費の保護者負担軽減をはじめとする支援策を講じています。国による積極的な支援策が求められています。

2023年4月からこども家庭庁が設置されることになりました。文部科学省においても、子どもの権利条約とこども基本法をふまえ、学校教育・社会教育においてすべての子どもに「最善の利益」が保障されるよう、必要な施策をすすめることを求めます。

岸田首相が異次元の少子化対策を打ち出す中で、教育予算増の期待が高まっていますが、2023年度政府予算案では文部科学省予算は5兆2941億円、文教関係に限れば4兆146億円といずれもほぼ前年度並みにとどまっています。とりわけ、教職員定数は小学校4年生までの35人学級、小学校における教科担任制により加配される一方で、6000人台の自然減等により大幅減となっています。また、国際水準ともいべき教育無償化には程遠い予算案となっています。

一方、岸田政権は、「安保3文書」の改定を閣議決定し、2023年度からの5年間の防衛予算総額を43兆円として、「反撃能力」を保有し、2027年度からは防衛予算の対GDP比を2%にするとしています。2023年度政府予算案では、「防衛力強化資金」を含めれば防衛関連予算は総額10兆円を超えています。憲法9条のもと、専守防衛に徹し、軍事大国にはならないとしてきた安全保障政策の大転換は、事実上の憲法破壊ともいべきものです。憲法にもとづき、国民のいのちとくらしを支える政治を展開することが政府の役割であると考えます。

学校現場で日々、子どもと向き合っている教職員の切実な要求を中心に、2023年春闘期の要求を提出します。貴職におかれましては、今後とも、憲法と子どもの権利条約、ならびに「教員の地位に関する勧告」と5次にわたるCEART勧告をいかした教育政策をすすめ、以下の具体的な事項の実現に最大限ご尽力されることを要求します。

記

1 子どもたちの学ぶ権利を保障するための物価高騰に対する緊急の対応

- ① 給食費の保護者負担を軽減する恒常的な制度をつくるよう関係機関にはたらきかけること。
- ② 物価高騰により生活が困窮している家庭に対する緊急的な支援として、学納金等の減免、減額および猶予、就学援助等の認定および学用品費等の支給、高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金の柔軟な対応をすること。また、特別支援学校の寄宿舎の舎食に関わる就学奨励費対象の上限規定を撤廃すること。

2 新型コロナウイルス感染症から子どものいのちと健康を守り、豊かな成長・発達を保障するために

- (1) 国の責任で十分な財政措置をとり、学校における感染拡大を防止し、すべての子どもたちのいのちと健康・安全を確保するための体制を確立すること。

- ① 児童・生徒や教職員が必要な PCR 検査やワクチン接種をおこなえる保健医療体制を確立すること。有効な治療をおこなえるようにすること。
 - ② 感染予防に必要な物品配備や施設整備や、特別な配慮を要する児童生徒に応じた必要な物品を確保すること。
 - ③ 教職員が感染あるいは濃厚接触者になり勤務できない状況が生じた際に、教育活動が支障なくすすめられるよう必要な人員配置をすること。
- (2) すべての学校に養護教諭を配置するとともに、必要な学校への複数配置をおこなうこと。
 - (3) 特別支援学校等のスクールバスを増車可能とするため、国が責任をもって予算措置や人的措置をおこなうこと。
 - (4) 心のケアなども含め、保護者や子どもたちが気軽に相談できる体制を確立するための条件整備をおこなうこと。必要なスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置すること。
 - (5) コロナ禍で生活困窮に陥った家庭に対する支援を拡充すること。
 - ① 学納金等の減免、減額および猶予
 - ② 就学援助等の認定および学用品費等の支給
 - ③ 高校等就学支援金や高校生等奨学給付金の柔軟な対応
 - (6) 臨時休校などについては、児童生徒や地域の実態をふまえ、各学校の設置者が、専門家の知見や科学的根拠を得て、主体的に判断するものであることを明らかにし、文科省・教育委員会が必要な情報提供や支援をおこなうこと。
 - (7) 学級・学年閉鎖や臨時休校等がおこなわれた場合に、標準授業時間数の確保を機械的に求めるのではなく、各学校の実情をふまえた教育課程編成が尊重されるようにすること。
 - (8) 学校における新型コロナウイルス感染を防ぐため、労働環境と教職員の働き方の改善を徹底すること。
 - ① 職員室、校内で「密」が生じることをないよう、施設・設備を改善すること。
 - ② 校内の消毒・換気、床やトイレの清掃などの感染防止策を徹底するため、必要な施設・設備の改善、資材の配給、専門業者の配置を含む人的措置をおこなうこと。

3 憲法と子どもの権利条約にもとづく民主教育を確立するために

- (1) 改訂学習指導要領の抜本的見直しをおこなうこと。学習指導要領を押しつけず、学習内容や授業時数なども含め教育課程の「大綱的基準」としての性格を明確にして、各学校の教育課程編成を尊重すること。
- (2) 「主体的・対話的で深い学び」や「個別最適な学び」「協働的な学び」、観点別評価など、特定の指導方法や評価のあり方を押しつけないこと。高校の指導要録への「観点別学習状況の評価」の記入を強制しないこと。
- (3) 「プログラミング教育」やデジタル教科書・教材の使用、「キャリア・パスポート」活用の押しつけをおこなわないこと。
- (4) 特定の価値観の押しつけ、子どもたちの内心の自由の侵害につながる「道徳の教科化」を撤回すること。道徳教育の評価を強制しないこと。
- (5) 小学校における中学年での「外国語活動」、高学年での「外国語科」を見直すこと。外国語教育について、希望するすべての小学校に外国語教育について専門的力量をもった専科教員を配置するなど、必要な教育条件整備をおこなうこと。
- (6) 小学校高学年での教科担任制の実施にあたっては、実施教科や時間数について各学校が判断できる制度とすること。担任間の交換授業や中学校教員の兼務をおしつけるのではなく、小学校教員の定数を増やし、各学校の計画に応じて必要な専科教員が配置されるようにする

- こと。
- (7) 「全国学力・学習状況調査」の悉皆実施を中止すること。子どもや学校の実態を無視した「学力向上策」を学校に押しつけないこと。序列化につながる自治体ごと、学校ごとの公表を可能とする「通知」は撤回すること。
 - (8) 「GIGA スクール構想」にもとづく「一人一台端末」の「利活用」を押しつけないよう、徹底すること。子どもたちの健康面への影響について十分配慮し、保護者の経済的負担増大や地域間格差が生じないようにすること。「教育データの利活用」による個人情報の流失・流用が絶対に起こらないよう、必要な措置を講じること。
 - (9) 高校における「一人一台端末」配備については公費でおこない、私費負担が生じるのではないよう各教育委員会に指導すること。
 - (10) 学習者用デジタル教科書・教材やオンライン学習システム（MEXCBT）の活用を押しつけないこと。
 - (11) 「義務教育諸学校教科用図書検定基準」「高等学校教科用図書検定基準」の改悪および教科用図書検定規則の改悪、教科書の用語に関する閣議決定を撤回すること。いわゆる「近隣諸国条項」を維持すること。教科書価格を改善すること。教職員、保護者、地域住民などの声を尊重した教科書採択とすること。
 - (12) 「新たな教師の学びの姿」の実現をめざす、新たな研修を押しつけないこと。研修履歴の「記録」と「資質の向上に関する指導助言」によって、特定の研修の押しつけや命令、教職員の負担増大等がないよう、徹底すること。
 - (13) 長期休業中もふくめ、「授業に支障のない限り、本属長の承認を受けて、勤務場所を離れて」おこなう研修を抑圧しないよう、徹底すること。
 - (14) 中堅教諭等資質向上研修、初任者研修を廃止すること。当面、教職員の自主性を守り、該当教職員の負担軽減や教員の子どもに向き合う時間の確保などの観点からそのあり方を抜本的に見直すこと。
 - (15) 地方教育行政の自主性を尊重し、子ども、地域住民の願いに沿った地方教育行政をすすめることができるよう、国は、そのための条件整備をおこなうこと。
 - (16) 「土曜授業」の実施や長期休業の短縮を押しつけないこと。
 - (17) 学校への「日の丸・君が代」の押しつけをおこなわないこと。
 - (18) 副校長、主幹教諭、指導教諭などの「新たな職」は、廃止すること。主幹教諭のための定数増にかかわって、「その他の職員」の定数を削減しないこと。
 - (19) 「学校運営協議会」「地域学校協働本部」の設置を押しつけず、子ども、父母・保護者が参加し、共同で学校教育の充実と運営の民主化をはかる学校づくりのとりくみを保障すること。
 - (20) 国や行政の公的責任の放棄につながる公設民営学校は制度化しないこと。
 - (21) 学校制度の複線化につながる小中一貫校、義務教育学校の設置の押しつけや、学校統廃合の押しつけをおこなわないこと。
 - (22) 「高校生のための学びの基礎診断」は、各高校の判断を尊重し、教育委員会が高校版「全国学力」に道を開く「全校共通」を押しつけることのないよう指導・助言すること。また、生徒の自己負担をなくす財政措置をとること。「大学入学共通テスト」の実施については地域格差や自己負担の差が生じないように公平公正な大学入試制度を実現すること。「主体性評価」の「活用」をおこなわないこと。
 - (23) 高校生の基本的人権を侵害する「高等学校における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」通知を撤回し、高校生の政治活動の自由を保障すること。

- (24) 首長や国等による教育への政治的な介入について、「教育内容に対する党派的政治的観念や利害による国家的介入についてはできるだけ抑制的であること」とした最高裁判決をふまえた指導を徹底すること。
- (25) 防衛省による中・高校生への自衛隊入隊の勧誘、職場体験学習や体験入隊、学校行事への自衛隊の参加、教職員の自衛隊での研修など、学校教育への介入をやめさせること。
- (26) 国があるべき「家庭教育」の姿を定めて各家庭に押しつけ、介入する「家庭教育支援法案」等を策定しないこと。
- (27) 「2025 年日本国際博覧会教育プログラム」などを通じた学校教育への介入をおこなわないこと。
- (28) 「部落差別解消法」を口実にした人権教育や教職員研修等の強制、実態調査等、自治体や運動団体による学校現場への介入がおこなわれないようにすること。
- (29) 部活動について、子どもの自主的活動を保障し、心身の発達等を考慮したものとするため、各学校での民主的議論を経て実態に応じた対応ができるよう実効ある措置を講ずること。「地域クラブ活動」創設にあたっては、保護者負担の増大や自治体間で格差が生じないよう財政措置をすること。

4 教職員の長時間過密労働解消、労働時間、休日、休暇等の改善について

(1) 教員の時間外労働の解消などにかかわる要求

- ① 教職員の長時間過密労働の解消に向け、小・中・高すべてで「20 人学級」を展望した少人数学級の前進、持ち授業時数の上限設定（当面小学校 20 時間、中学校 18 時間、高校 15 時間）が可能となる、教職員の抜本的な定数改善など、実効あるとりくみをすすめること。教育活動に必要な仕事が基本的に勤務時間内に終了できるよう、教職員の増員をはじめとする条件整備をおこなうこと。
- ② 限定 4 項目以外の教員の時間外労働を命じることは違法であるとする給特法の趣旨を、すべての学校に徹底すること。現に存在している時間外勤務については、「振替」などで適切に調整すること。学校現場と教職員の実態をふまえ、教育現場にふさわしい時間外勤務手当制度をつくること。
- ③ 「在校等時間」の把握にあたっては、休憩時間を一律に除することなく、持ち帰り業務の時間も含めるなど、勤務の実態を正確に反映できるようにすること
- ④ 「在校等時間」の「上限指針」運用にあたっては、長時間勤務解消のためのとりくみを講じることなく「上限時間の遵守」のみを求めたり、虚偽の勤務時間を記録させたりすることのないよう、徹底すること。
- ⑤ 「1 年単位の変形労働時間制」の導入を強制しないこと。当事者である教職員組合との交渉事項とし、勤務時間の客観的な把握と「上限指針」の遵守が制度導入の前提条件であり、恒常的な時間外勤務がある場合は導入できないことなど国会審議および附帯決議をふまえて検討するよう、徹底すること。
- ⑥ 超過勤務の具体的な解消に向け、行政がおこなう調査等は必要最小限にとどめ、報告書等を簡略化すること。諸会議を精選し、効率化をはかること。また、研究指定校を大幅に減らすとともに、これにかかわる会議や資料作成を減らすこと。
- ⑦ 教職員の勤務にも重大な影響を与える「土曜授業」について、教職員組合との勤務労働条件にかかわる交渉などを経ることなく、一方的な押しつけをしないよう徹底すること。
- ⑧ 「勤務時間の途中付与、一斉付与、自由利用」による休憩時間が確保できるよう、人的・物的条件の整備をおこなうこと。また、休息時間が廃止になったもとでも「従来の小休止や生理的欲求は規制しない」など、元気回復のための措置を認めること。

- ⑨ 教諭等および事務職員の「標準的な職務の明確化に係る学校管理規則参考例の送付について（通知）」にもとづく学校管理規則の制定を、都道府県・政令市の教育委員会に押しつけないこと。
- ⑩ 部活動による長時間過密労働を解消するため、全員顧問制の見直し、勤務時間の割振り変更、最低でも土日のいずれかを休みとするなどの具体的な措置をおこなうよう、都道府県・政令市教育委員会に徹底すること。
- ⑪ 「地域クラブ活動」指導のための「兼職兼業」については、「在校等時間」への加算、「上限遵守」を前提とし、強制しないよう徹底すること。

（２）労働時間の短縮についての要求

- ① 教職員の所定内労働時間については、１日７時間・週３５時間制をめざすこと。
- ② 年休など各種有給休暇の完全取得を保障すること。そのための「年間計画」を各学校で策定・実施することを奨励すること。
- ③ 時間外手当が支給される学校職員の時間外勤務の上限を１日２時間、月２０時間、年１２０時間以内とすること。

（３）各種休暇制度の拡充についての要求

- ① 育児・介護に関わる休業・休暇制度についてさらに改善を進め、男性の取得促進を具体化すること。
 - ア) 介護休暇の取得期間を被介護人一人につき１年間とするとともに、事前申請手続きの緩和、要介護期間の制限撤廃、代替教職員の配置などの改善をおこなうこと。また、所得保障措置をはかること。
 - イ) 「短期の介護休暇」における要介護期間の制限を撤廃すること。
 - ウ) 家族休暇制度を新設すること。当面、「子の看護休暇」制度を拡充し、家族を対象に、予防接種、健康診断、疾病・けが治療などにあたるようにすること。
 - エ) 学校・園行事参加などの子育て休暇を新設すること。
 - オ) 育児のための短時間勤務制度について、代替教職員の配置や引継ぎ時間の確保など条件整備をおこなうこと。
 - カ) 育児休業の無給規定を撤廃すること。当面、所得保障期間の延長と「手当金」支給水準改善など、所得保障措置を改善、拡充すること。また、部分休業を有給とすること。
 - キ) ３か月以下の育休取得者について、期末手当を減じないこと。
 - ク) １年以上の代替は正規教職員で配置すること。また部分休業も代替措置をすること。
 - ケ) 公務ではたらくすべての職員が育児・介護休業を取得できるようにすること。
- ② 母性保護のための休暇を保障し、拡充すること。産前産後休暇についてはそれぞれ１０週間とすること。
- ③ 臨時・非常勤教職員の産育休取得にあたって、代替措置をおこなうこと。
- ④ 更年期障害に対して、健康相談、通院保障、休暇、労働軽減などの措置を設けること。
- ⑤ 教職員の負傷または疾病のための治療、休養にあたっては、特別休暇による病気休暇の取得を保障し、年次有給休暇の取得を強要しないこと。
- ⑥ リフレッシュ休暇や福利・厚生に関わる休暇を制度化すること。ボランティア休暇の拡充をはかること。
- ⑦ 夏季休暇の日数を１週間以上に延長すること。
- ⑧ 臨時教職員・会計年度任用職員の休暇等について、正規教職員に準じた制度とすること。

5 教職員の賃金と雇用の改善について

(1) 教職員賃金などの改善について、以下の要求の実現に向けて、所管官庁として努力すること。

① 基本賃金の引き上げ

ア) 「同一労働同一賃金」の原則にもとづき、教職員が職務に専念できる全国共通の給与水準を確保すること。

イ) 教職員の賃金を月額 3 万 1000 円、臨時・非常勤職員の時給を 250 円以上引き上げること。

ウ) 学校職場に働くすべての労働者の最低賃金を、月額相当時間給 1500 円以上とすること。
また、会計年度任用職員である時間講師の 1 時間の報酬単価を 3000 円以上に引き上げるとともに、期末手当を支給すること。

② 初任給の大幅な水準引き上げとともに、各年齢段階に応じた生計費の増額、教職員としての経験の蓄積や専門能力の向上を十分に考慮し、中堅・高年齢者の賃金体系を改善すること。また、教職員の職種間における賃金格差を縮小すること。

③ 高等学校等教員給料表と小中学校教員給料表の格差は、給料表を抜本的に改善することによって是正すること。主幹教諭などに対応する「特 2 級」を廃止すること。

④ 教職員の「給料表」の適用および「給料表」の格付を次のように改善すること。

ア) 給料表の適用改善

「実習助手」、寄宿舎指導員	高等学校等教育職給料表	2 級
現業職員	行政職（一）表	
幼稚園教員	小中学校教育職給料表	2 級
栄養職員	医療職（二）表	
臨時教員（常勤講師）、任期付教員	教育職給料表	2 級

イ) 昇級制度の改善

教諭 … 全員を対象に、かつ年齢・経験年数などの客観的な基準にもとづき上位級への昇級をおこなうこと。

「実習助手」（学校司書を含む）、寄宿舎指導員 … 免許所有者はただちに、未所有者は大卒 6 年、高卒経験年数 10 年、短大・高専卒経験年数 8 年で高等学校教育職給料表 2 級への昇級をおこなうこと。

栄養教諭 … 任用替えにともなう教育職給料表への切り替えについては、再計算の上、格付けすること。

事務職員（学校司書を含む） … 客観的基準にもとづき、すべての職員を対象に行政職（一）表 6 級まで昇級させること。

栄養職員 … 事務職員に準じて昇級を実現すること。

現業職員 … 行政職（一）表を適用すること。

⑤ 中途採用者の初任給決定基準については、経験年数換算表の改善をおこなうこと。

⑥ 一時金の改善について

ア) 一時金については、支給月数の引き上げをはかり、期末手当に一本化すること。

イ) 一時金における「役職別傾斜支給」、「管理職加算」を廃止すること。

⑦ 諸手当に関し、次の改善をおこなうこと。

ア) 定時制・通信制手当、産業教育振興手当など教員諸手当の改悪をおこなわないこと。

イ) 地域手当については、廃止し、本俸に入れることとし、当面、地域間格差を縮小するとともに支給地域の拡大をおこなうこと。

- ウ) 「女性の活躍」を口実にした配偶者にかかる扶養手当や配偶者控除の廃止をおこなわないこと。また、扶養手当の支給範囲、支給基準、支給額を改善すること。
 - エ) 借家の住居手当の支給内容を改善し、支給額を引き上げること。
 - オ) 交通用具使用による通勤手当を大幅に改善するとともに、寒冷地手当については、寒冷積雪地域の生活実態にもとづいて改善すること。
 - カ) 部活動指導をはじめとする教員特殊業務手当を、大幅に引き上げること。特殊勤務手当について、実態をふまえて支給額の改善をおこなうこと。農場指導手当（宿泊指導）、水産乗船手当、舎監手当などの諸手当を改善すること。
 - キ) 部活動にかかる教職員の経済的負担を軽減するための措置をおこなうこと。
 - ク) 部活動指導などの日曜・休日出勤に対する交通費実費を支給すること。
 - ケ) 時間外勤務手当の支給割合をすべて150%に、夜勤手当及び休日給の支給割合を200%に引き上げること。また、宿日直手当の改善をおこなうこと。
 - コ) へき地手当については「へき地教育振興法」の精神に立脚し、国基準を下回ることはないよう、所管官庁として助言・援助すること。
 - サ) 昼・夜間、及び他校間兼務者の兼務手当を大幅に引き上げること。
 - シ) 主任手当制度を廃止すること。
- ⑧ 特別支援学校等の教職員に支給されている「給料の調整額」をその職務にふさわしいものに改善すること。

(2) 教員の給与制度等の見直しについて

- ① 総人件費抑制と能力・実績主義賃金の拡大、「メリハリある教職員給与」の政策を見直し、教職員が生活の不安なく教育に専念できる適正な教員賃金水準を確保すること。また、給与決定のための交渉ルールを確立すること。
- ② ベテラン教職員の処遇改善のため、客観的基準による上位級への格付制度を導入すること。
- ③ 教育職の賃金水準を、生計費と勤務実態に対応し、ならびに教職の専門性を担保したものとなるように大幅に改善すること。全国的に教育職の賃金水準を確保するために全人連モデル給料法が適正に作成されるよう、人事院と全人連に対し所管官庁として助言・援助すること。

(3) 定年年齢の段階的引き上げ、雇用と年金の接続について

- ① 「公務員の定年年齢の引き上げ」については、職務給原則にもとづき賃金水準を引き下げないこと。また、65歳まで安心して働き続けられる労働条件の改善をおこなうこと。
- ② 雇用と年金の確実な接続の観点から、再任用制度については、希望するすべての教職員に保障すること。
- ③ 再任用教職員が学校職場で果たしている職務の実態をふまえ、賃金水準・一時金の支給月数の引き上げ、支給する手当の種別拡大をはじめとした労働条件を抜本的に改善すること。
- ④ 再任用教職員は、定数の枠外として配置すること。また、本人の希望によりフルタイムに戻る定年前短時間再任用勤務制度など、教職員が働き続けられる条件整備に努めること。
- ⑤ 定年前短時間再任用勤務制度と合わせて、60歳以降の多様な働き方の選択肢として高齢者部分休業制度について、必要な代替職員の配置など教育現場で活用できる条件整備をおこなうこと。

- ⑥ 国の責任で必要な予算措置をおこない、中長期的な視野に立った計画的な新規採用をおこなうこと。
- (4) 臨時教職員の雇用の安定を図り、賃金、諸手当について正規教職員との均等待遇をはかること。
 - ① 「任用の空白期間」の撤廃にともない、年金・健康保険の継続、年次有給休暇の繰り越しを確実に実現するとともに、6月期一時金などの不利益を解消すること。
 - ② 常勤の臨時的任用者は、教育職給料表2級を適用すること。
 - ③ 会計年度任用職員である時間講師の時間単価を改善すること。
 - ④ すべての会計年度任用職員に期末勤勉手当を支給すること。
 - ⑤ 会計年度任用職員制度における、賃金と諸手当、休暇などの適正な労働条件を確保するため、国としての財政措置を地方自治体におこなうこと。
- (5) 業務中に発生した事故にかかわる損害賠償請求は、国家賠償法や地方自治法・民法の趣旨に則り、教職員個人が賠償責任を負うことがないようにすること。国家賠償法に基づく損害賠償請求に備えた財政措置を地方教育委員会に指導すること。業務中の教職員の過失に起因する学校の施設・設備や備品の破損や、電気、水道などの損害についても、地方自治法の趣旨に則り、教職員個人に賠償請求しない立場で臨むよう地方教育委員会を指導すること。

6 教職員評価制度、「能力・実績主義」について

- (1) 職場における教職員間の共同を妨げる教職員評価を押しつけないこと。教職員評価制度においては、評価結果の本人開示や苦情処理など、恣意的・主観的評価をチェックするしくみを確立すること。
- (2) 教職員評価結果と賃金・処遇をリンクさせないこと。また、新たな研修制度にかかわる研修履歴の記録と「指導助言」を人事評価にリンクさせないこと。
- (3) 勤勉手当の格差拡大をおこなわないこと。また、本給と諸手当の配分比率の改悪をおこなわないこと。
- (4) 文科省が CEART 第 10 回会議での勧告の具体化に踏み出した立場をさらにすすめ、「教員の地位に関する勧告」（1966 年勧告）と CEART 勧告を日本の実態にいかすこと。そのため「双方が受け入れられるような」理解を促進する定期的な協議を持つこと。

7 国民のための民主的な公務員制度の確立と労働基本権の回復について

民主的公務員制度の確立と労働基本権の全面的な回復をめざし、文科省として、下記の要求実現のために、当事者性のある項目については実現のために尽力し、他の項目については関係機関にはたらきかけること。

- (1) 憲法と ILO 勧告にもとづく民主的な公務員制度を確立するため、教職員に争議権を含めた全面的な労働基本権を回復すること。
- (2) 「教員の地位に関する勧告」の立場に立ち、教職員の賃金・労働条件にかかわる事項は、すべて「合意を前提とした」交渉事項とするとともに、国民的議論に付すべき教育政策については協議事項と位置づけ、定期的な協議の場を確立すること。
- (3) 管理運営事項であっても、労働条件にかかわる事項は交渉事項とし、その他の事項は協議事項とすること。
- (4) 最高裁判決の趣旨をふまえ、政治的行為の制限等を内容とする国家公務員法、地方公務員法および教育公務員特例法を改正し、政治活動の自由を保障すること。また、選挙に際しては、教育行政として教職員の公民権の行使を最大限に保障するとともに「教育の政治的中立

性」を守る立場に立ち、地位利用にならない政治活動まで一律禁止する通知を学校現場にださないこと。

- (5) 特権的な公務員制度や、「天下り」を廃止すること。
- (6) 公務員へのマイナンバーカードの取得強制をしないこと。自治体のマイナンバーカードの交付率を地方交付税の算定に反映しないこと。
- (7) 全教が CEART に提出した長時間過密労働の解消、非正規教員問題の改善にかかわる申し立ておよび CEART の中間レポートにもとづき、誠実な協議・交渉をすすめる立場に立つこと。

8 教職員のいのちと健康を守る施策等について

- (1) 文科省通知「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」および「公立学校等における労働安全衛生管理体制の整備について」をふまえて、服務監督権者の責任を明確にするとともに、管理職の責任による教職員の勤務時間管理をすすめること。
- (2) すべての都道府県・政令市、市区町村に組合代表を含めた総括衛生委員会を、すべての職場に衛生委員会等が確立されるよう、必要な支援をおこなうこと。
- (3) 教職員の日常的な健康相談、メンタルヘルス相談に対応するため、産業医配置のための予算を確保するとともに、長時間労働教職員の「医師による面接指導」が確実に実施できるようにすること。
- (4) ストレスチェックについて、教育現場にふさわしいチェック項目の設定をはじめ、第一次予防に役立つ制度とするため、教職員組合との必要な協議をおこなうこと。また、そのような立場から、都道府県・政令市教委に対しても当該の教職員組合との協議・折衝をすすめるよう、必要な指導をおこなうこと。
- (5) 「教職員のメンタルヘルス対策について（最終まとめ）」（2013年3月29日）をふまえ、教職員のいのちと健康を守る施策の充実をはかること。とくに、長時間労働や過重労働による健康被害を防止するための具体的措置を示すこと。
- (6) 教職員の精神疾患の増加に対し、厚生労働省「メンタルヘルス指針」をふまえた文科省の指針を策定するとともに、教育行性施策の点検など、積極的で有効な施策を講ずること。
- (7) 「セクハラ防止指針」に沿った施策を講じること。また、文科省として「パワハラ防止指針」を定めるとともに、任命権者に対し「パワハラ防止指針・ガイドライン」の策定を促すこと。その際、相談窓口の周知をはかるなど、ていねいな対応を徹底するよう指導すること。
- (8) 教職員の健康診断の充実、男女別トイレ・更衣室・休養室の設置、エアコンの設置を含む職場環境の改善など労働安全衛生法にもとづく健康・安全の施策と予防措置をおこなうこと。
- (9) 妊娠教職員、病気加療中、休職明けの教職員などの労働軽減をおこない、必要な代替教職員を配置すること。とりわけ、特別支援学校寄宿舎指導員の妊娠者の夜勤、宿直勤務については労働基準法にもとづいた代替制度をすみやかに確立すること。
- (10) 全国的な教職員の健康実態調査を実施するとともに、文科省内に労働安全衛生法を担当する部署を新設すること。
- (11) 公立学校共済組合理事および運営審議会委員を公正に選任すること。
- (12) 労働災害・公務災害の認定にあたり、認定基準の改定をふまえて労働時間以外の負荷要因を積極的に考慮すること、持ち帰り業務も労働時間として加算することを、関係機関にはたらきかけること。

9 教育条件の整備について

- (1) 加配による単年度の教職員定数改善ではなく、国の責任による早期の小・中学校、高校での 35 人以下学級実現、「20 人学級」を展望した少人数学級のさらなる前進、義務標準法・高校標準法の抜本的な改正をおこなうとともに、定数改善計画を策定すること。また、特別支援学級の 1 学級の定員を 6 人とし、通常の複式学級同様に 2 学年以内で編成し、小学校で 1 年生が在籍する場合は少人数編成とすること。
- (2) 学校の教育活動に必要な教職員は正規採用を基本とし、定数内の臨時教職員の配置はおこなわないこと。「教育に穴があく」(教職員未配置)問題や代替者配置の遅れなどをただちに解消すること。
- (3) 「総額裁量制」や「定数崩し」による臨時教職員の増大を是正すること。臨時教職員の賃金・労働条件を改善し正規教職員との均等待遇をすすめること。
- (4) 教育の機会均等を財政面から支える根幹の制度である義務教育費国庫負担制度の維持・拡充をはかり、ただちに国庫負担率を 2 分の 1 にもどすこと。各地で、臨時・非常勤化がすすむ要因となっている総額裁量制を廃止すること。国の最低基準のうえに、地域の実情などを考慮した教育条件の引き上げを保障し、財政的に担保する「教育交付金」(仮称)を創設すること。
- (5) 教員の専門性や子どもたちの学習権を保障する観点から、免許外教科担任の許可件数、臨時免許状、特別免許状の授与件数を抑制し、国の責任で必要な定数措置をするとともに、都道府県教育委員会へ指導すること。
- (6) 国際人権規約(社会権規約)にもとづく無償教育を前進させること。
- (7) 特別支援学校の過大・過密、教室不足を解消するために、2024 年度までの「集中取組期間」を延長し、国庫補助率を 1970 年代の養護学校設置促進期と同様に、2 分の 1 から 3 分の 2 まで引き上げること。また設置基準の水準に照らして全国教室不足状況調査を実施すること。
- (8) 国連障害者権利委員会の勧告を受け、最大限度の発達保障、自由な社会への効果的参加の促進などの権利条約にある教育の目的をふまえ、日本の教育制度全体を見直し、通常学級、特別支援学級、特別支援学校のそれぞれの教育条件を充実させること。
- (9) 特別支援学校の学級編制において、強度行動障害など障害が単一であっても、手厚い支援を必要とする子どもたちが在籍する学級は 3 人 1 学級とすること。
- (10) 必要とする児童生徒が在籍するすべての学校に特別支援学級を設置し、教員を配置すること。
- (11) 国の責任で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門職員を正規・専任で、すべての学校に配置すること。
- (12) 必要とする児童生徒が在籍するすべての学校に通級指導教室を設置し、教員を配置すること。さらに、一人の教員が担当する児童生徒数は 10 人以下になるようにすること。また、高校における「通級による指導」についても、同様に基礎定数化すること。
- (13) 医療的ケアを必要とする児童生徒のための看護ケア職員を教員定数とは別に正規職員として配置・増員すること。さらに、自治体が看護ケア職員を確保できるように予算措置を拡充すること。
- (14) 国籍を問わず日本語指導が必要な子どもが在籍するすべての学校に、子どもの日本語指導を専門とする教員を加配すること。日本語指導補助者、母語支援員を配置し、子どもの保護者や家庭を支援するために必要な措置を講じること。
- (15) 「安全・安心な学校」のための条件整備をおこなうこと。
 - ① あらゆる災害を想定した新たな安全基準の策定と、それに沿った校舎等の検査、点検をおこない子どもたちの安全確保をおこなうこと。
 - ② 公立・私学ともに校舎・施設、ブロック塀の耐震診断・耐震工事をさらに早めるととも

に、老朽化対策のための補修・改築をおこなうこと。また、体育館天井や外壁などの非構造部材の耐震化対策や落下物対策を早急におこなうこと。そのために必要な財政措置をいっそう強化すること。

- ③ アスベストの完全除去に向けた抜本的な対応をおこなうこと。
 - ④ 「教育の ICT 化」により、学校内に通信設備や電子機器が配備されるもと、科学的知見に基づいた安全基準の策定や、健康面への影響について調査・研究をすすめること。
 - ⑤ 公費で小・中・高校・特別支援学校のエアコン設置、洋式トイレへの改修をおこなうこと。また、学校施設のバリアフリー化の推進をおこなうこと。
 - ⑥ 避難所に指定されている学校について、必要な条件整備・備蓄品の整備をおこなうこと。
 - ⑦ 犯罪から子どもたちの安全を守るため、警備員等の職員の配置、地域の実態に応じたスクールバス運行等の条件整備をすすめること。
- (16) 暑熱、寒冷などから子どもの教育環境を守り、教職員の労働条件を確保するために空調設備の計画的整備をおこなうこと。
 - (17) 学校への配当予算の削減がおこなわれないよう、地方交付税の増額を総務省に要求すること。
 - (18) 「小中一貫校」や「中高一貫校」、「適正規模」を理由にした小・中学校の統廃合、学区拡大や定員割れなどを理由とした高校統廃合を、学校・地域の実情を無視して一方的にすすめないこと。実質上学校制度を複線化する小中一貫教育の制度化を撤回すること。
 - (19) 通学範囲の基準見直しによる小中学校の統廃合方針について、「1973年通達」(Uターン通達)の趣旨である、地域の学校を守り、子どもの教育を受ける権利を保障するために撤回すること。
 - (20) 学校現業職員を学校教育法や義務・高校標準法等に明記し、法制化すること。学校現業業務をトップランナー方式の対象から外し、業務の民間委託化による現業職員などの定員削減をおこなわず、正規職員の新規採用をおこなうこと。
 - (21) 学校給食などの民間委託・センター化をおこなわないこと。直営・自校方式の普及に努めるとともに、「地産地消」による学校給食を充実させることなどをめざして、すべての学校に学校栄養職員・栄養教諭を配置し、調理員を増員すること。
 - (22) 学校事務職員をすべての学校に配置することをめざすとともに、学校事務のセンター化や共同実施の押しつけをおこなわないこと。また、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第9条第4号に定める事務職員の加配については、該当校への配置をすすめること。
 - (23) 養護教諭の全校配置、複数配置をすすめること。
 - (24) 「特別支援教育コーディネーター」をすべての学校に定数で配置すること。
 - (25) 私学助成金を大幅に増額すること。経常費の2分の1助成を早期達成すること。
 - (26) 子ども・地域住民の文化・スポーツ要求に応えるため、施設・設備をはじめ十分な予算措置をおこなうこと。
 - (27) スポーツ振興予算を増額するとともに「スポーツ振興くじ」を廃止すること。
 - (28) 学校図書館に関わる予算を大幅に増額すること。すべての学校に専任・専門・正規の学校司書を配置できるように、学校図書館法に学校司書を「置かなければならない職、学校図書館の専門的職務を掌る職」として位置づけるとともに、学校司書の配置に関する地方財政措置をさらに充実させること。

10 東日本大震災と福島原発事故及び自然災害からの復旧・復興をすすめるために

- (1) 子どもたちが経済的理由で十分な教育を受けることができない状況を生まないように、就

学援助の認定に万全を期し、子どもたちが安心して学び続けることのできる環境を整えること。

- ① 小・中学校や特別支援学校、定時制高校等の給食費を無償化すること。さらに、教育活動に不可欠な教材・教具、図書、備品などの費用を国で措置すること。
 - ② 被災地の子どもたちを対象にした返済義務のない入学一時金の創設等、奨学金制度を拡充すること。
- (2) 被災地における子どもたちの心のケアやきめ細かな学習指導のため、教職員定数配置の特別措置を講じて、小中高のすべての学年で 20 人学級を先行して実現すること。
- (3) 児童・生徒数の激変など被災地における子どもの実態、学校の実情にもとづく教職員の加配要望に即して教職員配置をおこなうとともに、東日本大震災の教育復興支援加配（1000 人加配）については減らされている加配数を 1000 人に戻すこと。スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの予算措置を継続的に行い、配置を拡充すること。また、正規採用の養護教諭の複数配置や、学校事務職員の加配をおこなうこと。
- (4) 国の責任で、被災地における耐震工事未実施の学校の耐震化を急ぐこと。
- (5) 地域における学校の役割を十分にふまえ、災害からの復興を口実にした、地域住民・保護者・子どもたちの意向に反する学校統廃合を強行しないこと。学校設置基準を見直し、人口の流出した地域でも今まで通り学校を再開できるようにすること。
- (6) 生徒の通学費用、公的な通学手段の確保に全額公費の補助をおこなうこと。スクールバスの本数を増やすなど、通学手段を改善すること。また、長期休業中も部活動などの子どものためのスクールバスを運行すること。統廃合校のスクールバスなど、児童生徒の通学手段を整備・拡充すること。
- (7) 被災地の復旧・復興に必要な財源確保のため、その期間中、義務教育費国庫負担金を全額国庫負担すること。私学助成は、災害前の児童生徒数を算定基礎とするなど 2023 年度以降も弾力的な取り扱いを継続すること。
- (8) 被災地の子どもたちを放射能から守るための対策に万全を期すこと。
- ① 内部被ばく検査や甲状腺検査など定期的な健康診断を制度化するとともに、18 歳以降も継続して医療費、検診等を無料とすること。また、宮城県、岩手県の児童生徒に対しても、福島県と同様に希望する子どもの甲状腺検査を制度化すること。
 - ② 天候、風向き、地形、道路網、交通渋滞等あらゆる状況を想定した避難マニュアルを作成すること。
 - ③ 線量調査に基づいて、児童生徒の生活圏の森林、湖沼、ため池及びダム、河川の放射能除染をおこなうこと。
 - ④ 廃炉完了まで既設モニタリングポストによる放射線量の計測環境を維持すること。原発から一定の距離にある全国の学校等に、モニタリングポストを配備すること。
 - ⑤ 除染廃棄物撤去作業の際の放射性物質飛散防止対策を徹底させるよう関係機関に指導すること。また、廃炉作業に注視し、異変の際には各学校に連絡する体制をとるよう教育委員会に指導すること
- (9) 福島原発事故に伴って、県内外に避難を余儀なくされている児童・生徒の教育を受ける権利を保障するために万全を期すこと。
- ① 通学経費、移動経費も含めすべての経費を国で負担すること。さらに、自主的に避難している児童・生徒に対しても経費の補助をおこなうこと。
 - ② 「子ども・被災者支援法」について、福島のすべての自治体を対象とすること。
- (10) 原発の「安全神話」にもとづき、推進してきた文科省諸施策を見直し、放射線副読本の使用を押しつけないこと。原発事故・災害の総括に基づいた放射能に関する科学的な知識を、

児童生徒に身につけさせるための教育を普及させること。

- (11) 復興庁の予算を抜本的に拡充し体制を強化するとともに、被災者への支援策を維持・拡大すること。

1.1 子どもたちの就・修学と卒業生の就職を保障するために

- (1) 国際人権規約社会権規約 13 条 2 項 (b) (c) の留保撤回をふまえ、中等・高等教育段階の「無償教育の漸進的導入」をいっそうすすめる計画を策定すること。とりわけ国連の社会権規約委員会が日本政府に 2018 年 5 月末までに求めている「無償教育の具体的行動計画」については、教職員組合をはじめ教育関係団体などの意見・要望を聞き、ただちに作成すること。
- (2) 子どもたちの教育を受ける権利を保障するため、所得制限を撤廃し、学校設置者を問わず高校等の学納金の完全無償化を実現すること。
- (3) 高等学校等就学支援金および奨学のための給付金の申請の簡略化をいっそうすすめ、教職員の多忙を解消し、生徒の申請・支給漏れをなくすこと。
- (4) すべての子どもの学びを保障するため、就学援助の引き下げがおこなわれないようにすること。さらに、準要保護児童生徒の就学援助に対する国庫負担金を復活すること。すべての自治体で、小学校・中学校入学準備金を入学前に渡せるようにすること。
- (5) 特別支援教育にかかる就学奨励費の支給範囲の拡大と単価の大幅引き上げをおこなうこと。高校等において、義務制における就学援助制度に準じる「高校版就学援助制度」を創設すること。
- (6) 入学準備金制度など、経済的に困難な家庭の子どもに対して高校・大学等への入学時納付金納付時まで資金が担保できる緊急補助策を具体化すること。厚生労働省に生活福祉資金の貸し付けにかかわる特別措置を延長させるようはたらきかけること。
- (7) 高校生の給付奨学金については、全額国庫負担の制度を創設すること。それまでの間は「所得連動返済型」等を可能にした都道府県の「高校生修学支援基金」を復活するなど、恒久的な施策となるよう制度改正をおこなうこと。
- (8) 大学生に対する奨学金について以下の政策をすすめること。
- ① 高等教育の修学支援新制度の授業料減免・給付奨学金については、対象を大幅に拡大すること。財源については、消費税を充てるのではなく教育予算を増やして確保すること。また大学等の「機関要件」を撤廃すること。
 - ② 貸与制および所得連動返還型（無利子貸与で選択可）から給付制に前進させること。特に、貸与制のうち第二種（有利子）については、早急に第一種（無利子）に転換すること。
 - ③ 奨学金申し込みの際、マイナンバーの提出を求めないこと。
 - ④ 奨学金返済の大学別滞納状況の公表は中止すること。
- (9) 授業料・学校納付金および給食費の無償化をすすめること。定時制高校の給食費、教科書費への補助を国庫補助に戻すこと。教育における私費負担を軽減するために、教材費などの国庫負担を復活させるとともに、必要な予算措置を講じること。
- (10) 私立学校における授業料減免事業の拡充をはかるとともに、生活福祉資金貸付制度の活用など教育費の緊急貸付制度をつくること。
- (11) 高校生・大学生、青年の就職・雇用を保障するとともに、非正規労働者の雇用維持と処遇改善のために抜本的な対策を講じること。
- ① 大企業に対して、新卒者の正規の求人を出すことを求め、雇用に対する社会的責任を果たすことを要請するなど、求人確保と就職活動の支援を強化し、すべての就職希望者の進路保障に努めること。
 - ② 地方における雇用創出をはかるため、公務・公共サービスの民間委託政策を転換させ、

公務・公共部門での積極的な雇用創出をはかること。

- ③ 就職未決定で卒業する高校生などに対して、卒業後に有給で技能・資格取得のための職業訓練を受けさせるなど、将来の就労につなげていくための恒常的な支援策を講じること。また、就職支援員を増員し、恒常的に配置すること。
 - ④ 障害者雇用促進法に沿った障害者雇用率を達成するとともに、障害者権利条約に則り、障害者の働く権利を保障するための施策を推進すること。
- (12) 国・財界が求める、高校生の就職について「一人一社制」の見直し、民間職業紹介事業の参入拡大を各自治体・学校に押しつけず、高校生の就職問題改善に資するよう、教職員の増員などおこなうこと。
- (13) 厚生労働省や自治体、労働組合などが作成したハンドブックなどを活用して、高校生が働く権利や労働法、働くルールについて学ぶことができるよう条件整備をすすめること。

12 平和、民主主義の擁護、子どものいのちと成長・発達を保障することについて、下記の要求の実現のために、文科省として、関係機関にはたらきかけること。

- (1) 憲法 99 条が定める国務大臣、国会議員の憲法尊重擁護義務を果たすとともに、国民が望まない 9 条をはじめとした憲法改悪をおこなわないこと。また「安保 3 文書」の閣議決定を撤回し、憲法違反の秘密保護法、「安保安法制」（戦争法）、共謀罪、土地利用規制法を廃止すること。
- (2) ジェンダー平等社会にむけて、女性差別撤廃委員会勧告や ILO190 号条約等の国際基準を尊重すること。ILO190 号条約を早期に批准するよう関係機関にはたらきかけるとともに、選択的夫婦別姓制度の実現や、雇用における性差別をなくすための社会的条件整備をすすめること。
- (3) 日本学術会議新会員任命拒否を撤回し、任命拒否された 6 名の任命をおこなうこと。また、第三者機関の設置等、日本学術会議の組織改革に関する法改定はおこなわないこと。軍事力強化のための軍産学共同をおこなわないこと。
- (4) 子どもの医療費・歯科治療費を無料にすること。
- (5) 小児科、産婦人科をはじめ地域の医療を守ること。
- (6) 生活保護費の削減や基準引き下げをおこなわず、必要とする国民が利用できる保護行政に改めること。また、生活保護費削減にとまなう、就学援助制度の認定基準引き下げをおこなわないこと。
- (7) 障害者権利委員会の日本政府への勧告をふまえ、障害者・家族の願いにもとづき、障害者が地域で自立した社会生活が送れるよう、新たな障害者福祉法を制定すること。
- (8) 2015 年に導入された「子ども子育て支援新制度」を根本的に見直し、優先度の高い子どもが保育を確実に利用できるようにするとともに、保育を必要とするすべての世帯が利用できるように、公的責任において保育施策を拡充し、働き続けるための条件整備をおこなうこと。
- (9) 福祉・教育を充実させるために地方交付税を増額し、医療・介護・年金・生活保護制度などの社会保障費の拡充をおこなうこと。
- (10) 公共施設の統廃合や自治体 DX を強要しないこと。さまざまな分野の社会保障にかかわる国の責任を果たし、憲法にもとづいた地方自治の確立に努めること。
- (11) カジノ推進政策については、国民生活に大きな悪影響を与え、子どもたちの健全な育成をはかる観点からも望ましくない政策であることから、これをすみやかに撤回すること。
- (12) 在日米軍基地による住居環境や学習環境の侵害、米兵による事故・犯罪、子どもたちの人権を侵害する事件の根絶をはかること。

- (13) 核兵器廃絶を実現する先頭に立ち、核兵器禁止条約に署名・批准すること。核密約を廃棄するとともに「非核三原則」を遵守し、核兵器を日本に持ち込ませない措置を講じること。
- (14) 原発から撤退し、原発ゼロをめざすこと。エネルギー政策を切り替え、再生可能エネルギーへの転換をはかること。原子炉の使用期間の延長はおこなわず、すべての原発を廃炉にし、再稼働、新たな建設をおこなわないこと。

以上